



運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1) 旅客営業規則
- (2) 精神障害者旅客運賃割引規程
- (3) 東急電鉄ICカード乗車券取扱規則
- (4) 東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約

2. 改定日

2025年4月1日(火)初電から

3. 改定内容

(1) 旅客営業規則

2025年4月1日(火)からの旅客営業規則は[こちら](#)をご覧ください。
2025年3月31日(月)までの旅客営業規則は[こちら](#)をご覧ください。

(2) 精神障害者旅客運賃割引規程

2025年4月1日(火)からの精神障害者旅客運賃割引規程は[こちら](#)をご覧ください。
2025年3月31日(月)までの精神障害者旅客運賃割引規程は[こちら](#)をご覧ください。

(3) 東急電鉄ICカード乗車券取扱規則

2025年4月1日(火)からの東急電鉄ICカード乗車券取扱規則は[こちら](#)をご覧ください。
2025年3月31日(月)までの東急電鉄ICカード乗車券取扱規則は[こちら](#)をご覧ください。

(4) 東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約

2025年4月1日(火)からの東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約は[こちら](#)をご覧ください。
2025年3月31日(月)までの東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約は[こちら](#)をご覧ください。

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以 上

現行

改定

旅客営業規則

2019.10.11 制定
2025. 3. 15 現在

～（前略）～

第9章 手回り品

第307条	手回り品および持込禁制品	100
第308条	車内持ち込み手回り品の範囲	101

～（中略）～

別表

規則別表第1号	営業キロ程	104
規則別表第2号	鉄道対キロ区間制大人片道普通旅客運賃および表定制 大人定期旅客運賃表	108
規則別表第3号	危険品	111
規則別表第4号	貴重品	115

旅客営業規則

2019.10.11 制定
2025. 4. 1 現在

～（前略）～

第9章 手回り品

第307条	手回り品および持込禁制品	100
第307条の2	危険品の適用除外の物品	101
第308条	車内持ち込み手回り品の範囲	101

～（中略）～

別表

規則別表第1号	営業キロ程	104
規則別表第2号	鉄道対キロ区間制大人片道普通旅客運賃および表定制 大人定期旅客運賃表	108
規則別表第3号	危険品	111
規則別表第4号	貴重品	117

～（中略）～

（乗車変更の取扱範囲）

第 242 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

～（中略）～

（手回り品および持込禁制品）

第 307 条 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

～（中略）～

（乗車変更の取扱範囲）

第 242 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。ただし、第 248 条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

～（中略）～

（手回り品および持込禁制品）

第 307 条 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

~~(注) 別表第3号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品~~

~~は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。~~

- 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

- 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(危険品の適用除外の物品)

第307条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

～（中略）～

規則別表第3号

（別紙参照）

～（以下略）～

～（中略）～

規則別表第3号

（別紙参照）

～（以下略）～

危険品

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	<p>火薬類</p> <p>(1) 火薬 ア 黒色火薬、 その他硝酸塩を主とする火薬 イ 無煙火薬、 その他硝酸エステルを主とする火薬 ウ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 ア 雷こう、その他の起爆薬 イ 硝安爆薬 ウ 塩素酸カリ爆薬 エ カーリット オ その他の硝酸塩 塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬 カ 硝酸エステル キ ダイナマイト類 ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、 雷管または火管付薬きょう、火薬または 爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する 榴弾、救命索発射器用ロケット、その他 の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管または銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。</p> <p>(3) 銃用実包または銃用空包で、弾帯または薬ごうにそう入し、または振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包または拳銃用実包にあつては800個以内）のもの。</p>
2	<p>高圧ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガスおよびその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガスおよびその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用または携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のものまたは容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの。</p>

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
3	マッチと軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬または着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの (2) 導火線または電気導火線で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管およびその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管および信号火せんで実重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒および始発筒で、容器・荷造とも重量3キログラム以内のもの。
4	油紙油布類 (1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物性油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体 (1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロールまたはザイロール）、メタノール（メチルアルコールまたは木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ビリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体およびその製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く。）で、2リットル以内のものまたは容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
6	可燃性固体 金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状またはひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモンまたは硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体およびその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物 ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類 (1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9	酸化腐しよく剤 塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クロム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤およびその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉および酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリンおよび液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品および同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素材、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

改定

別表第3号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
			ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—		
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）	—	
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			電気導火線	—		
			その他の火工品	—		
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	—			
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの			
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*		
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*		
			—	揮発油	—	—	
			—	ソルベントナフタ	—	—	
			—	コールタール軽油	—	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—	
			—	二硫化炭素	—	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—	
			—	エーテル	—	—	
			—	クロロシラン	—	—	
			—	アセトアルデヒド	—	—	
			—	パラアルデヒド	—	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	—	
			—	モノメチルアミン	—	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—	
			—	ジメチルアミン	—	—	
			—	ピリジン	—	—	
			—	酢酸アルミ	—	—	
			—	酢酸エチル	—	—	
			—	酢酸メチル	—	—	
			—	義酸エチル	—	—	
			—	プロピルアルコール	—	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	—	
			—	酢酸ブチル	—	—	
			—	フーゼル油	—	—	
			—	灯油（石油）	—	—	
			—	軽油（ガス油）	—	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—	
			—	ガソリン	—	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—	
			—	エチルエーテル	—	—	
			—	酸化プロピレン	—	—	
		—	ノルマルヘキサン	—	—		
		—	エチレンオキシド	—	—		
		—	酢酸ノルマルペンチル	—	—		
		—	イソペンチルアルコール	—	—		
		—	メチルエチルケトン	—	—		
		—	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
			ホスゲンガス	—		
			アルゴン	—		
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フロン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
液体アンモニア	—					
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝酸安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
—	過硫酸ナトリウム		—			
—	三酸化クロム（無水クロム酸）		—			
—	その他の酸化性の物及び製品		—			
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗剤*	
			—	硝酸	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	—
			—	沸化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	—
			—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
		—	DDT剤			
		—	鉍油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）		催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの		
—	低温焼成ドロマイト		—	—		
—	塩化リン		—	—		
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン	—	—			

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通

常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

現行

精神障害者旅客運賃割引規程

2023.10.1 制定

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線を乗車する場合に限り適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている者をいう。

(注) 精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

改定

精神障害者旅客運賃割引規程

2023.10.1 制定

2025. 4.1 現在

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に限り適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、~~精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている~~者をいう。

(注) 精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

(1) 紙様式 (例)

(裏表紙)

備 考

注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県(指定都市)名

(内面左)

写 真

ベスト半裁

氏名

住所

生年月日

障害等級

手帳番号

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市)名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

(1) 紙様式 (例)

(裏表紙)

備 考

注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県(指定都市)名

(内面左)

写 真

ベスト半裁

氏名

住所

生年月日

障害等級 号

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

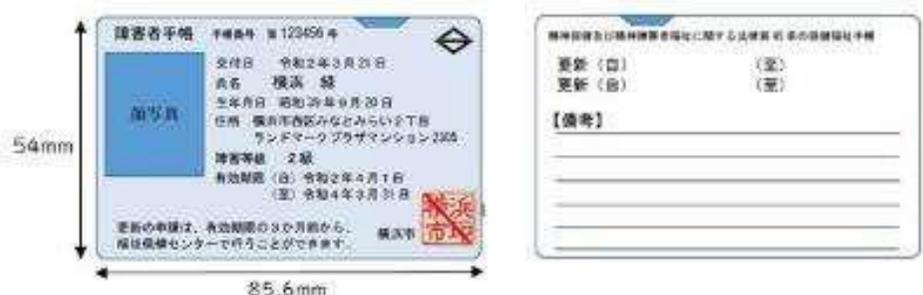
(更新)

都道府県(指定都市)名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式



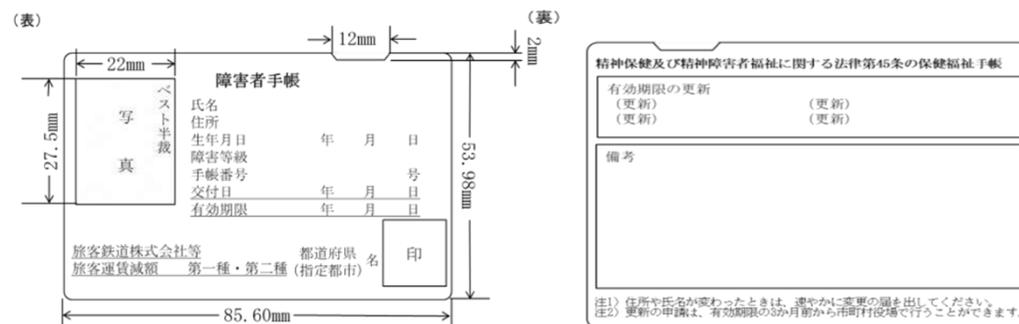
~~(3) 前2号のほか、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際および第10条に定める乗降の際ならびに乗車中の呈示に限り、精神障害者手帳に代わるものとする~~ことができる。

(介護者)

~~第3条 介護者とは、鉄道係員が介護能力があると認められる者であつて、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の、精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている者ととともに乗車する介護者についてはこの限りではない。~~

2 前項の介護者は、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけるものとする。

(2) カード様式



2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第3条 第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者が乗車するときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者を随伴させるものとする。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であつて、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種精神障害者ととともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者および介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券のみとする。

(取扱区間)

第5条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券および割引旅客運賃收受の取扱区間は、当社線の各駅相互間とする。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、~~普通乗車券のみ~~次のおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者および12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券~~および割引~~旅客運賃收受の取扱区間は、当社線~~の~~および当社線と東日本旅客鉄道会社線ならびに当社線と連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。

(割引乗車券の購入申し込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効期限内の精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

～ (中略) ～

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第1項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについても、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第10条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効期限内の精神障害者手帳を携帯し、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

～ (中略) ～

(割引率)

第6条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。**ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。**

(割引乗車券の購入**申し込み**)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、**有効な**精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。**ただし、大人の精神障害者が当社鉄道線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入し、割引普通乗車券の代用とすることができる。**

～ (中略) ～

(割引乗車券の旅客運賃の払い**戻し**)

第9条 第3条第**4**項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い**戻し**は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯**および呈示**)

第10条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、**有効期限内の**精神障害者手帳を携帯**して**、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

～ (中略) ～

(乗車券の発行方)

第 12 条 精神障害者および介護者が有効期限内の精神障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1) ゴム印による表示

ア 精神障害者に対する乗車券



イ 介護者に対する乗車券



(2) 自動券売機により発売する乗車券

ア 精神障害者本人に対するもの



イ 介護者に対するもの



(乗車券の発行方)

第 12 条 精神障害者および介護者が有効期限内の精神障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1) ゴム印による表示

ア 精神障害者に対する乗車券



イ 介護者に対する乗車券



(2) 定期券発行機により発行する定期乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券



イ 介護者に対する乗車券



(3) 窓口処理機により発行する乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券 (大人、小児用)



イ 介護者に対する乗車券 (大人、小児用)



(4) 回数券発行機により発行する回数乗車券

ア 精神障害者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

イ 介護者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(5) 自動券売機により発~~行~~する乗車券

ア 精神障害者~~本人~~に対するもの

福

縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字

イ 介護者に対するもの

付

縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字

(注) 精神障害者の小児乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(自動券売機による乗車券の発行方)

第 13 条 第 7 条ただし書きによる小児券は、第 12 条に規定するゴム印を省略することができる。

(別表)

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種 精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種 精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。

現行	改定
<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2024.10.12 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（制限または停止）</p> <p>第 10 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。</p> <p>(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止</p> <p>(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限</p> <p>2 本条に基くサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>（身体障害者割引および知的障害者割引）</p> <p>第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p>	<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2025.4.1 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（制限または停止）</p> <p>第 10 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。</p> <p>(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止</p> <p>(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限</p> <p>2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>（身体障害者割引および知的障害者割引）</p> <p>第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程、および知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p>

2 前項にかかわらず、当社を含む各 IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。
- (2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第 1 項に定める割引と前条第 5 項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第 16 条の 2 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

～ (以下略) ～

2 前項にかかわらず、当社を含む各 IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。
- (2) 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第 1 項に定める割引と前条第 5 項に規定する割引との重複 についてはこの限りでない。

3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、~~または療育手帳~~または精神障害者保健福祉手帳 (ただし、写真が表示されているものに限る。) を呈示するものとする。

(~~身体障害者割引および知的障害者割引~~運賃の端数処理)

第 16 条の 2 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

～ (以下略) ～

現行

東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約

2023.3.18 制定
2023.10.1 現在

第1章 総則

(目的)

第1条 この特約は、東急電鉄（以下「当社」という。）が、「東急電鉄ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

改定

東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約

2023.3.18 制定
2025.4.1 現在

第1章 総則

(目的)

第1条 この特約は、東急電鉄（以下「当社」という。）が、「東急電鉄ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、~~または~~「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳~~または~~精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄~~または~~旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者~~または~~、第1種知的障害者~~または~~第1種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体

～（中略）～

（発売）

第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者または第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。

～（以下略）～

とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

～（中略）～

（発売）

第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程および、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、~~第1種身体障害者とその介護者または第1種知的~~障害者とその介護者に対して同時に発売する。

～（以下略）～